



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」

～犯罪被害者等に寄り添い温かく支える地域社会を目指して～

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

佐賀県県民環境部 暮らしの安全安心課

目 次

第1章 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画の策定にあたって	1
1 推進計画策定の経緯・趣旨	1
2 推進計画の位置付け	2
3 推進計画の期間	2
4 施策の体系	2
第2章 犯罪被害の現状等について	7
1 佐賀県における事件・事故の概況	7
2 犯罪被害者等の置かれている現状	7
3 国の「犯罪被害者等施策に関する世論調査」結果等	9
第3章 犯罪被害者等支援の推進体制	10
1 犯罪被害者等支援施策の推進体制の現状等	10
(1) 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）	10
(2) 犯罪被害者等庁内連絡会議	10
(3) 警察署犯罪被害者ネットワーク	10
2 犯罪被害者等支援施策の推進体制の整備	10
第4章 犯罪被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組	12
1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等	12
(1) 相談、情報の提供等（第11条関係）	12
(2) 経済的な助成に関する情報の提供等（第18条関係）	15
2 精神的・経済的支援	17
(1) 日常生活の支援（第13条関係）	17
(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第12条関係）	19
(3) 安全の確保（第14条関係）	21
(4) 居住の安定等（第15条関係）	23
(5) 雇用の安定（第16条関係）	25
(6) 保護又は捜査の過程における配慮等（第17条関係）	26
3 関係機関相互の連携	27
(1) 民間支援団体等に対する支援（第21条関係）	27
(2) 関係機関相互の連携（第3条4項関係）	28

4 理解の増進	29
(1) 県民等の理解の増進（第19条関係）	29
(2) 人材の育成（第20条関係）	32
(3) 意見の反映（第22条関係）	35
第5章 関係資料	37
資料1 佐賀県犯罪被害者等支援条例	39
資料2 佐賀県における事件・事故の概況	42
資料3 関係機関の相談状況等	43
資料4 犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会（通称：V S協議会）	44
資料5 犯罪被害者等支援庁内連絡会議	45
資料6 佐賀県犯罪被害者等支援推進計画策定のための有識者等会議設置要綱	46
資料7 犯罪被害者等支援に関する年表	48
資料8 市町における犯罪被害者等支援条例及び犯罪被害者等支援担当窓口一覧	50